

## 論説

すべての報道関係者に訴えます。

165国会における教育基本法案審議の「劇的变化」をリアルにとらえ、憲法に準ずる法律の大改定が進行している重大事態に、報道のメスを！

2006年12月9日  
教育基本法「改正」情報センター

### はじめに

165国会における「教育基本法の全部を改正する法案」の国会審議が正念場を迎えているが、これまでの165国会の審議では、164国会と質的に異なる質疑が展開されている。「教育基本法に関する特別委員会」における審議内容について前国会と比較すれば、“劇的变化”と言っていい事態が進行しているのであり、教育基本法「改正」情報センターは、良識ある全ての報道人と報道機関が、この“劇的变化”を国民に対して正確に報道するよう、心から呼びかけるものである。

### 1 憲法「改正」に道をひらく大問題 安倍首相と伊吹大臣の重大発言。

第一に、憲法「改正」問題と政府法案との深い関係である。まず、10月30日の衆院・教育基本法特別委員会で、安倍首相は、民主・鳩山議員の質問に答え、「政府提出の教育基本法案は、自民党新憲法草案と矛盾するものではない」という答弁をしている。この答弁は、内閣総理大臣じしんが自民党新憲法草案に沿った憲法改正と政府提出の教育基本法案とは矛盾しないと明言したことを意味しており、これは極めて重大な発言である。165国会の論戦の中で登場した、この安倍発言によって、政府の新教育基本法案と自民党新憲法草案との関係が初めて明らかになったのである。つまり、安倍首相は、自らの答弁の中で、教育基本法改定が“憲法改正の先取り”であることを国会の場で明らかにしてしまったのである。

さらに、伊吹文科相は、政府法案について 現行憲法を受けた法案 としながらも、「私たちが与党案を踏まえて政府法案を作成する段階で、現行憲法はもちろんのことござい

ますが、自民党が作っております憲法草案との整合性も一応チェックをして、そしてこの法案、教育基本法の法案を提出してございます」と答弁している（11月27日、参院・教基法特別委における自民・岡田議員の質問への答弁）。この伊吹大臣の答弁によって、政府提出の教育基本法案は、自民党の新憲法草案との整合性をチェックした上で作成されていた、という事実が明確になったのである。そして、12月5日の参院・特別委員会で民主・神本議員が、11月27日の伊吹答弁の重大性を追及、その質疑を、朝日新聞社が『教育基本法改正案は自民新憲法草案とも整合』文科相』というタイトルの記事にして取り上げたのである。

教育基本法「改正」情報センターは、こうした経緯についてリアルタイムで国会監視を行っており、その国会監視記録に「伊吹大臣の重大発言、文科省が憲法擁護義務違反、『不当な支配』に屈した疑い」という表題を付け、特別にとりあげているが、最高法規「違反」と最高法規「改定」(=改憲)に関わる、この問題は、メディアの中で大々的に取り上げられるべき、極めて重大な問題であろう。

政府・文科省は、「憲法に順接している現行・教育基本法」を「憲法に逆接する新・教育基本法」に大改悪し、「自民党新憲法草案に順接する新・教育基本法」を制定しようとしている。仮に政府法案が成立してしまえば、東大の佐藤学教授（日本教育学会会長）が指摘しているように（ ）、『憲法改正』前に、『憲法改正』後の社会をつくりはじめる事態」がうまれてしまうだろう。このように、教育基本法「改正」問題は、単に子どもの現在と近未来を危うくする問題なのではなく、全ての世代・全ての国民に関わる重大問題なのであり、日本社会全体の有り様を変えてしまう大問題なのである。

（ ；12月3日、教育関連15学会共催のシンポジウムにおける佐藤教授の挨拶）

2 現行憲法の下では、「国家の教育権」は認められない 政府・文科省の立場（政府法案）は、「憲法の番人」の判断と異なり、「憲法の限界」を超えている。

第二に、戦後教育をめぐる大問題についてである。11月14日の衆院の特別委員会で、民主・藤村議員は、「国民の教育権 VS 国家の教育権」論争をとりあげながら、「この件は、旭川学テにおいて最高裁判例で一つの基準が示されとか、両極の国民が国家かという話ではなくて、それなりのバランスをとったところにあるということで、私はそれを認めるし、そのことはいいことだとは思う」と述べた上で、伊吹大臣に、「バランスがうまくあるところで、今度の教育基本法では、バランスを崩すんでしょうか、どちらかへ寄せるということはあるですか、ありませんか」という角度で鋭い質問をしている。この質問は、憲法の番人である最高裁は、国民の教育権の立場も、国家の教育権の立場も取らず、それらにバランスをとった判断を下しているが、政府法案によって、そのバランスを崩すのか という指摘である。伊吹大臣は、この質問に対し、明確な答弁を避け、誤魔化しているが、政

府法案は、明らかに「国家の教育権」の立場でつくられており、「憲法の番人」が下した判決と異なる原理を採用している。つまり、現行憲法の範囲内では、「国家の教育権」は十全には認められていないのであり、その点、政府法案は、明らかに「憲法の限界」を超えてしまっているのである。

「国家の教育権」か「国民の教育権」か という大論争は、戦後のマス・メディアやマスコミ人が取り上げてきた重大問題だったはずである。165国会での質疑は、その反映なのであり、メディアで大きく取り上げるべき論点ではないだろうか。今、戦後教育をめぐる重大問題が、165国会の教育基本法特別委員会の中で浮上している局面で、私たち教育基本法「改正」情報センターは、メディアがこの事態を広範な国民に対し、わかりやすく報道して下さるよう、強く訴えたい。

### 3 政府法案の本質は、「教育の自由」を否定する「教育の国家統制法」。

第三に、政府法案が文字どおり、「教育の自由」を否定する「教育の国家統制法」であることが、165国会の審議の中で、明らかになった問題である。この点、164国会での審議が、もっぱら“政府法案（特に「国を愛する態度」規定）は「良心の自由」（憲法19条）を侵害している”という角度での批判を展開していた様相と比べ、165国会では異なる事態が進行しているのである。そして、野党議員が、“政府法案は「教育の自由」を否定しているのではないか”という角度で政府法案の問題点を追及する中で、「不当な支配」をめぐる理解で、伊吹大臣が矛盾する答弁をするようにもなったのである。

この問題で興味ぶかい審議が、12月5日の参院・教基法特別委で展開された。公明党の山下議員が、『資料・教育基本法50年史』という文献を使って、現行法第10条の原案についての変遷を振り返り、自らの教職経験を基礎に「教育の自主性（現場教師の創意工夫や活力）を大事にする教育行政の在り方」について熱弁しながら、伊吹大臣に質問したからである。山下議員が伊吹大臣に確認しておきたかったのは、政府法案は、大学や私学の条文等と違って、学校教育における『自主性の尊重』という言葉が明記していないものの、政府法案は、「教育の自主性」を大事にしているはずであり、そうした教育行政の在り方を踏まえているはず という点である。しかし、伊吹大臣から返ってきた答弁は、“学校教育（義務教育段階の現場）の自主性が法律的に制約・制限されるのは当然のこと”というものであった。公明党の山下議員は、皮肉なことに、政府法案が「教育の自主性」を否定する「教育の管理統制法」であること を明らかにしてしまったのである。

日本教育法学会教育基本法研究特別委員会が強調しているように、「政府案は、現行法の基本的な骨格である、前文 - 1条 - 2条 - 10条という連なりを実に正確かつ綿密にアタックすることにより、教育基本法を、教育の自主性擁護法から、教育の国家統制法へと変質させている」のであり（『新版・教育の国家統制法』〔母と子社〕の「あとがき」）、この事実が165国会の中で劇的な形で検証されたのである。

#### 4 「第17条・教育振興基本計画」の危険性も浮き彫りに。

165国会における審議は、164国会における審議と違い、条文案の「逐条」審議や「一字一句」の解釈をめぐる論戦が展開された点も大きな変化である。これは参考人への質疑の中で、教育学者の中嶋哲彦名古屋大学教授が指摘している論点だが、政府法案の「第17条・教育振興基本計画」がもつ危険性も浮き彫りになった（12月7日、参院・教基法特別委）。

第17条には「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」と書かれている。中嶋教授によると、「教育振興基本計画」を定める主体が「政府」になっているため、文科省だけでなく、例えば、防衛に関する省庁からの提案が「教育振興基本計画」に入る可能性もある、ということである。つまり、政府法案第17条によって、文科省レベルの“国策教育振興計画”だけではなく、全ての省庁からの提案も受け、文科省より数段レベルの高い「政府」が“国策教育振興計画”を作ることになるのである。これは、非常に危険なことであるが、残念ながら、これまでメディアでは、ほとんど取り上げられていない。教育基本法「改正」情報センターは、政府法案のうちで、最も危険な条項である「第17条」案について、良識ある全ての報道人と報道機関がメスを入れるよう、強く訴えたい。

#### おわりに

165国会では、学校選択制、教育パウチャー制、格差教育をめぐる問題点も盛んに議論されており、新自由主義教育改革にメスが入りはじめた。この点も164国会の審議と大きく異なる特徴であり、劇的な変化と言える。

新自由主義教育改革が生み出す、非人間的な「競争と格差」社会の中で、異議申し立てをするような人間を一人も生み出さないようにするために、国家は、規範意識や道徳心、公共の精神や愛国心を子どもに徹底するための新保守主義教育改革も同時に重視する。実際に、政府法案の「第2条・教育の目標」は、学習指導要領道徳編にほぼ対応する項目で構成されており、この条項の設置により、政府法案は「全面的な国家道徳強制法」になっている。そして、参院・教基法特別委の中で、野党議員が取り上げていたように（12・5）政府法案は、全ての教科教育の上に「道徳」を位置づけ、戦前の修身科が筆頭教科であったように、国家公認道徳を強制する教育を筆頭教科化する構造になっているのである。こうした構造の基本法が成立し、第2条の目標達成が具体化されていけば、全ての教科教育の道徳主義化も加速的に進行していくだろう。これは、たいへん怖いことである。

一方、現行法は、戦争への深い反省をふまえて作られた「教育の根本法」である。そして、現行法の「背景をなす思想的立場は、真理と自由と平和とを愛する近代民主主義の精神であり、また、その基底をなしている行為的・実践的立場は、近代民主主義社会を発展せしめてきた進歩的自由主義の原理」なのであり、教育基本法の制定によって、戦前には不可能であった「日本のルネッサンス」を可能なものにしたのである（文部省『日本における教育改革の進展』1950年）。しかし、現在の文科省は、「近代民主主義の精神」も「進歩的自由主義の原理（リベラリズム）」も、共に投げ捨て、「教育の国家統制法（案）」を作成し、その悪法を成立させようとしている。その政府法案の「背景をなす思想的立場」は、新自由主義と新保守主義（新国家主義）であり、それらが合流したものにほかならない。

「教育基本法の危機」は、現在の日本が極めて重大な局面にあることを明示しているが、教育基本法「改正」情報センターは、歴史の転換点において、日本の良識あるマスコミが、その持てる力を発揮して政府法案の問題点と、改正された場合の影響を正確に報道されるよう、心から期待している。